

# 報酬改定に伴う体制等に関する届出書提出要領

令和8年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出(以下「体制届」といいます。)及び令和8年度の処遇改善計画書(以下「計画書」といいます。)の届出は、以下のとおり受付します。

- 令和8年度介護報酬改定は **令和8年6月1日** より実施されます。
- 提出期限までに **令和8年6月1日改定分の体制届及び計画書** を提出してください。
- 介護職員等処遇改善加算を算定しない場合 **体制届及び計画書の提出は不要** です。
- 提出期限までに提出がない場合は、算定区分を「**なし**」として取扱います。
- 本通知以降、本市から算定の有無等の意思確認の連絡は行いませんので、ご注意ください。

## 1. 計画書について

当該加算を算定する場合は、体制届と併せて計画書の提出が必要です。

本市ホームページに詳細を掲載していますので、必ず内容をご確認いただき、提出期限までに届出してください。

介護職員等処遇改善加算

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000002709.html>

ページ番号検索

2709

表示

## 2. 提出書類

1	体制等に関する届出書連絡票【令和8年6月1日改定用】
2	介護給付費算定に係る体制等に関する進達書(別紙3-2)【令和8年6月1日改定用】
3	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-2)【令和8年6月1日改定用】
4	処遇改善計画書連絡票(令和8年度)
5	処遇改善計画書(令和8年度) 処遇改善加算 総括表(別紙様式2-1)
6	処遇改善計画書(令和8年度) 個票(4, 5月)(別紙様式2-2)
7	処遇改善計画書(令和8年度) 個票(6月以降)(別紙様式2-3)
8	返信用定型封筒(宛名記載し必要分の切手を貼付) * 電子申請の場合は提出不要

(注)・電話での問合せに対応できるように、提出書類はコピーしておいてください。

## 3. 提出期限

ア. 令和8年4月及び5月分を算定する事業所と一括で計画書を作成する場合

**令和8年4月15日(水) 必着**

イ. 令和8年6月分から新規に算定する事業所のみで計画書を作成する場合

**令和8年5月15日(金) 必着**

(注)・イに該当し計画書の作成が間に合わない場合は、4～7の書類のみ**令和8年6月15日(月)必着**としますので、1の体制等に関する届出書連絡票の誓約欄にチェックを付けて提出してください。

## 4. 提出方法

郵送又は電子申請届出システム

- (注)・郵送の場合は、特定記録郵便等の追跡可能な方法で提出してください。  
・来庁による提出も可能ですが、原則、書類の受取のみとさせていただきます。  
・電子申請届出システムの場合は、「5. 加算に関する届出」画面から提出してください。

## 5. 受付及び補正

- ・必要書類の添付が無い場合等、補正の必要がある場合には電話等により確認します。
- ・必要書類の不足や誤りの場合は、**速やかに必要(補正)書類を送付**してください。
- ・期日までに必要書類が届けられない場合は、**令和8年6月1日からの算定は認められません。**

## 6. その他

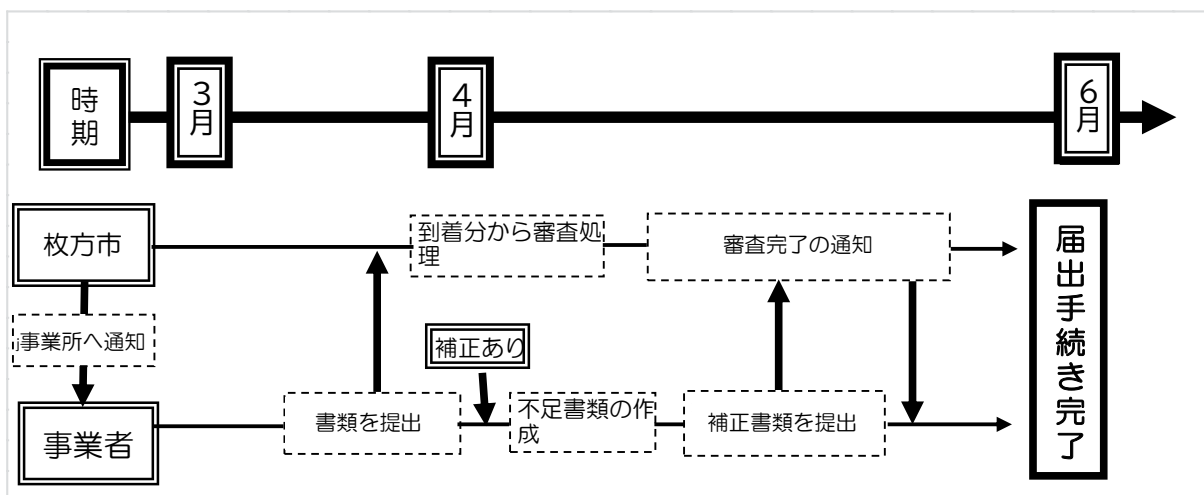
今後、国から示されるQ&A等については、順次、本市のホームページ等に掲載する予定です。

## 7. 提出先及び届出手続きについての問い合わせ先

枚方市健康福祉部福祉指導監査課 介護事業者係(指定)  
TEL：072-841-1468 (直通)  
FAX：072-841-1322

\*届出手続き以外の内容(報酬改定の内容等)の照会については、**問い合わせ内容を正確に記録し、  
発出された通知等を確認した上で回答します**ので、**電子メール(fshidou@city.hirakata.osaka.jp)**  
でのお問い合わせにご協力をお願いします。

## 8. 届出手続きの流れ



## 9. 宛先について(郵送の場合)

〒573-8666  
枚方市大垣内町二丁目1番20号

枚方市健康福祉部福祉指導監査課  
介護事業者係(指定) 行

\*体制等に関する届出書類(6月改定分)在中\*

送付誤りを防止するためご活用ください。  
左記の宛名をコピーしたものを点線で切り取り、封筒に貼ってください。